

## 株式会社西日本シティ銀行の 脱炭素インパクトファイナンス「フォレストライク」に係る スキームに対する第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社西日本シティ銀行の脱炭素インパクトファイナンス「フォレストライク」に係るスキームに対する第三者意見書を提出しました。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見書

2024年4月30日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：株式会社西日本シティ銀行

評価対象となる金融商品：

脱炭素インパクトファイナンス（愛称「フォレストライク」）

評価の概要：

株式会社西日本シティ銀行（「西日本シティ銀行」）は、脱炭素インパクトファイナンス「フォレストライク」（「本ファイナンス」）の実施を通じて、企業の脱炭素経営の実現に向けた取り組みを支援することを企図している。本ファイナンスにおいては、企業はGHG排出量の削減に係る重要管理指標（KPI）を設定し、西日本シティ銀行は達成状況のモニタリングを行う。

株式会社日本格付研究所（JCR）は、西日本シティ銀行が、丸紅株式会社（「丸紅」）、e-dash株式会社（「e-dash」）等と連携して企業のインパクト発現に努める体制を整備し、企業のKPI達成を支援する体制を整備したことを確認した。

また、本ファイナンスは、環境省のESG金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」における、「特定のインパクトの発現を目指すインパクトファイナンス」の考え方に沿った商品として、脱炭素経営の実現に向けたGHG排出量削減に係るKPIを適切に特定し、当該KPIのモニタリングによりインパクトを把握する体制が構築されている。

西日本シティ銀行は、本ファイナンスの取り組みによる企業支援を通じて、企業の脱炭素経営への転換を促し、エネルギーコストの削減、優位性の確立、ブランディング強化等によって企業が中長期的に成長できる環境整備に貢献することを、本ファイナンスから得られるアウトカムとして特定している。また、西日本シティ銀行は地域金融機関として、地域企業の経営支援を行うこと自体を重要な役割と認識し、本ファイナンスの活用により、持続可能な企業の創出・地域社会の活性化というインパクトの創出を目指している。

以上より、JCRは、西日本シティ銀行が、取引先企業における脱炭素経営への転換と地域経済活性化を意図したインパクトファイナンスの枠組みを適切に設定していることを確認した。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、西日本シティ銀行らが開発した本ファイナンスが、特定のインパクトの発現を企図する金融商品として、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

本ファイナンスは、企業の脱炭素経営への転換と、それによるエネルギーコストの削減と優位性の確立によって、最終的には当該企業が長期的に持続可能な成長を続けることで地域経済が活性化するという、特定のインパクトを狙った金融商品である。

したがって、JCR は、本ファイナンスによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される体制整備がなされたか否かを、以下の評価項目から確認した。

- (1)ローンの実行に際して、企業が脱炭素経営への転換に係る適切な KPI 設定を行えるような仕組みとなっているか。(Impact Identification)
- (2)企業が設定する KPI について、適切に事前評価するプロセスがあるか。(Impact Assessment)
- (3)設定した KPI について、GHG 排出量削減に係る専門家をプロセスに取り込み、適切にモニタリングする体制があるか。(Impact Management and Monitoring System)
- (4)モニタリングした KPI を評価し、本ファイナンス実施によるインパクトを把握する体制があるか。(Impact Measurement System)

## II. 西日本シティ銀行のサステナビリティに係る取り組みについて

### (1)西日本シティ銀行のサステナビリティに係る取り組み

西日本シティ銀行が属する株式会社西日本フィナンシャルホールディングスグループ（西日本 FH グループ）は、かねてより「地域の発展なくして西日本 FH グループの発展なし」との信念のもと、創業支援や環境関連融資等の本業を通じた地域課題の解決や多様な地域貢献活動に取り組むとともに、将来を見据えた成長投資の強化や株主還元の充実等を通じ、西日本 FH グループの持続的な成長・企業価値向上を図るとしている。

西日本 FH グループは、気候変動への対応を経営戦略上の重要事項と位置付けており、2021 年 4 月には TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同表明を行った。同提言に沿った情報開示を行うとともに、企業の気候変動への取り組みを支援している。

2023 年 4 月よりスタートした中期経営計画「飛翔 2026 ～つなぐココロ、つなげるミライ～」では重点施策として「持続可能な地域社会への貢献」を掲げており、サステナビリティへの取り組みを積極的に推進している。

**基本戦略・重点施策**

基本戦略	1. お客さま起点の“One to Oneソリューション”の提供	【ソリューション力の強化】
重点施策	(1) 企業へのソリューション提供 (2) 個人のお客さまへのソリューション提供	
基本戦略	2. 営業革新	【お客さま接点の強化】
重点施策	(1) 営業態勢の強化 (2) デジタル戦略 (3) 業務革新	
基本戦略	3. 人材革新	【人的資本の強化】
重点施策	(1) 人材育成 (2) 働きがいの向上	
基本戦略	4. サステナビリティへの取組み	【サステナビリティの強化】
重点施策	(1) 持続可能な地域社会への貢献 (2) 当社グループの持続的な成長に向けた取組み	

(出典：西日本フィナンシャルホールディングス 統合報告書 2023)

**(2)サステナビリティ経営推進体制**

西日本 FH グループでは、以下の部署が専門的にサステナビリティに係る取り組み推進のための業務分掌を行っている。

- ・「西日本 FH 経営企画部 SDGs 推進室」  
サステナビリティに係る方針等の策定、グループ各社の SDGs/ESG 関連施策のフォロー、統合報告書の制作等。
- ・「西日本シティ銀行広報文化部」  
西日本シティ銀行の地域貢献活動全般（例：金融リテラシー教育の実施、SDGs カードゲーム、ウェブサイトを通じた SDGs 情報発信（コラボラ）、地元 TV 番組への提供を通じた地域貢献、フードドライブ活動等）。
- ・「西日本シティ銀行法人ソリューション部」  
お客さまに対してサステナブル・ファイナンスやコンサルティングを通じた支援（例：SDGs 私募債、サステナビリティ・リンク・ローン等）。
- ・「西日本シティ銀行営業企画部」  
SDGs に取り組むお客さまの資金調達を支援し、希望に応じて、お客さまの SDGs への取組みに対する重点項目を記載した“SDGs 宣言書”を交付する「NCB SDGs 応援ローン」等の商品の企画。

以上から、西日本シティ銀行がサステナビリティ経営推進のために複数の専門部署を設置し、経営陣のイニシアティブの下、サステナブル・ファイナンスの実現や SDGs 目標への貢献のための取り組みを進めていることを確認した。

### III. 特定のインパクトが発現されるための体制整備について

(1) ローンの実行に際して、企業が脱炭素経営への転換に係る適切な KPI 設定を行えるような仕組みとなっているか。

西日本シティ銀行は、丸紅及び e-dash と連携して、予め企業の直近 1 年間の GHG 排出量の算定を行う。西日本シティ銀行は算定された GHG 排出量を基にヒアリングを行い、個社の要因を踏まえて GHG 排出量削減に係る定量的な KPI の設定を行う。

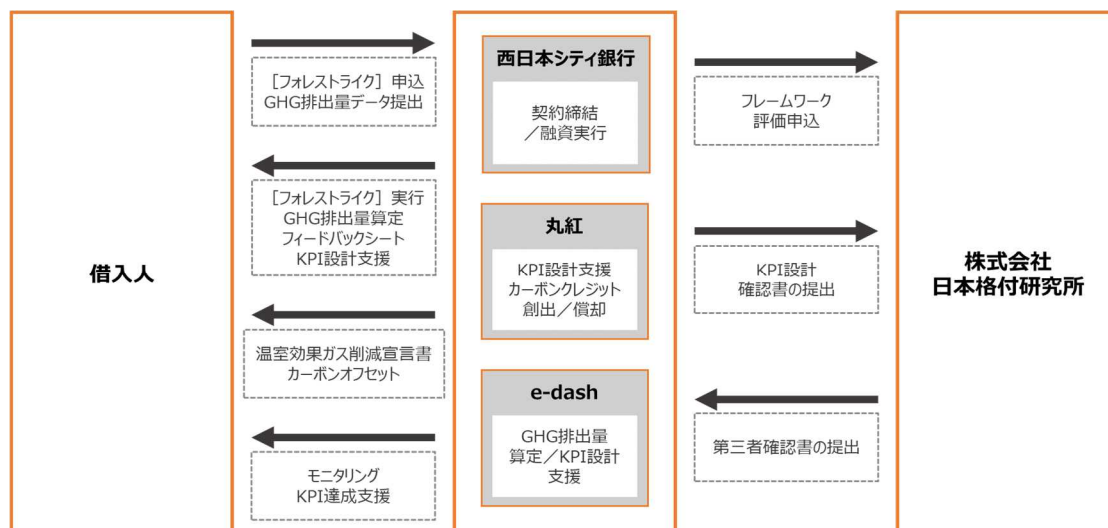
なお、西日本シティ銀行は、予め科学的根拠やベンチマークを参考に定量的な KPI として適切と思われる指標をリスト化し、本ファイナンスを活用する企業に対して当該指標を参照して支援を行うことにより、当該企業が KPI 設定できるような仕組みを設けている。

KPI の設定に際しては、丸紅及び e-dash と連携して行うことで、個社の状況に応じた適切な KPI が定められるよう配慮している。

(2) 企業が設定する KPI について、適切に事前評価するプロセスがあるか。

JCR は、西日本シティ銀行が本ファイナンスを実施するために適切な実施体制とプロセスを確立したことを確認した。

① 西日本シティ銀行は本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：西日本シティ銀行提供資料)

②実施プロセスについて、西日本シティ銀行では担当部署の所掌分野を明確にし、行内のマニュアルを整備している。

---

(3) 設定した KPI を、GHG 排出量削減に係る専門化をプロセスに取り込み、適切にモニタリングする体制があるか。

KPI の選定時には、丸紅および e-dash と連携して確認を行うこととなっている。第 1 回モニタリング実施以降は西日本シティ銀行が中心となってモニタリングを実施し、取り組み状況のフォローアップと KPI に対する年間評価を行う。また、必要に応じてコンサルティングを行い、GHG 排出削減を支援するメニューも用意されている。

---

(4) モニタリングした KPI を評価し、本ファイナンススキーム実施によるインパクトを把握する体制があるか。

西日本シティ銀行は基準日が属する事業年度終了後、3 か月以内に第 1 回モニタリングを行い、それ以降は 6 か月毎に合計 5 回のモニタリングを実施する。GHG 排出量を算定して KPI 達成状況を把握し、モニタリングの結果を予め定めたフィードバックシートによって企業にフィードバックする。西日本シティ銀行は、当該進捗について、定期的に JCR と共に包括的なレビューを行い、本ファイナンスのインパクト把握に努める予定である。

#### IV.結論

上記確認の結果、JCR は、西日本シティ銀行が、取引先企業における脱炭素経営への転換を意図したインパクトファイナンスの枠組みを適切に設定していることを確認した。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

望月 幸美

望月 幸美

## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、インパクトファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本インパクトファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるインパクトファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

用語解説 第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したインパクトファイナンスに係るスキームの環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：インパクトファイナンスを実施する金融機関をいいます。

## ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル